

令和7年度(2025年度)市議会2月定例月議会説明資料

I. 補正予算（追加分） 1件

1. 各会計別総括表

(金額単位 千円)

区	分	補正前の額	補正額	計 A	前年同期 B	伸率A/B
一	般 会 計	233,694,770	900,000	234,594,770	220,033,814	6.6%
公 営 企 業 以 外 の 特 別 会 計	市営地方競馬事業費	3,057,786		3,057,786	5,024,644	
	市街地再開発事業費	92,062		92,062	86,861	
	公共用地先行取得事業費	4,702,707		4,702,707	198,589	
	住宅団地建設事業費	225,541		225,541	216,213	
	駐車場事業費	194,340		194,340	201,109	
	国民健康保険費	42,649,600		42,649,600	41,414,301	
	後期高齢者医療費	8,868,805		8,868,805	8,390,592	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	23,679		23,679	39,171	
	介護保険費	42,827,031		42,827,031	41,945,901	
		小 計	102,641,551		102,641,551	97,517,381
公 営 企 業 特 別 会 計	水道事業	16,775,828		16,775,828	16,781,191	
	工業用水道事業	67,284		67,284	69,154	
	病院事業	8,049,703		8,049,703	9,356,676	
	中央卸売市場事業	1,023,287		1,023,287	1,160,482	
	下水道事業	41,912,183		41,912,183	38,755,576	
	公設花き地方卸売市場事業	48,334		48,334	45,049	
		小 計	67,876,619		67,876,619	66,168,128
合	計	404,212,940	900,000	405,112,940	383,719,323	5.6%

2. 歳出補正予算の概要

(単位 千円)

事業名	予算額	内容
道路除排雪費	900,000	大雪にかかる除排雪委託費及び排雪場の開設経費等を追加

3. 一般会計歳入補正予算の概要

(単位 千円)

地方交付税	450,000	特別交付税
国庫支出金	450,000	臨時道路除雪事業費補助

令和7年度金沢市議会2月定例月議会発言通告者

会派等名	籍 躰	議 員 名	籍 躰	議 員 名	籍 躰	議 員 名	籍 躰	議 員 名	籍 躰	議 員 名
自 民 党		高村 佳伸 (一括質問)		下沢 広伸 (一括質問)		上田 雅大 (一括質問)		大西 克利 (一括質問)		道上 周太 (一括質問)
みらい金沢		森 一敏 (一問一答)		粟森 慨 (一括質問)		新谷 博範 (一問一答)		坂本 順子 (一括質問)		川島 美和 (一括質問)
		黒口啓一郎 (一括質問)								
公 明 党		稲端 明浩 (一括質問)		山本ひかる (一括質問)						
創 生 かなざわ		玉野 道 (一括質問)		熊野 盛夫 (一括質問)		高務 淳弘 (一問一答)				
日本共産党		森尾 嘉昭 (一括質問)		広田 美代 (一問一答)		山下 明希 (一問一答)				

さくら会										
結 び 会										

	第1日目 (2月18日)	第2日目 (2月20日)	第3日目 (2月24日)
1	自 民 党	自 民 党	自 民 党
2	みらい金沢	みらい金沢	みらい金沢
3	公 明 党	公 明 党	創生かなざわ
4	創生かなざわ	創生かなざわ	みらい金沢
5	日本共産党	日本共産党	日本共産党
6		みらい金沢	みらい金沢
7		自 民 党	自 民 党

令和7年度金沢市議会2月定例会議会 新たに受理した陳情（4件）

番 号	受 理 年月日	件 名	陳 情 人	付 託 委員会
陳 情 第29号	令和8. 1.20	民生委員推薦準備委員会における選任プロセスの適正化および説明責任の履行に関する陳情書	飯田 泰治	市 民 社 市 福 祉
陳 情 第30号	令和8. 2.6	『コンプライアンス指針』の制定と『コンプライアンス委員会』の設置を求める陳情書	上島 張靖	総 務
陳 情 第31号	令和8. 2.9	「金沢方式」の廃止に向けた議論の加速を求める陳情書	生活者目線で金沢方式を考える会 湯谷 増男	市 民 社 市 福 祉
陳 情 第32号	令和8. 2.9	民主主義の健全な発展のため、議会・委員会を傍聴する金沢市民の金沢市役所・美術館駐車場及び第二本庁舎地下駐車場の利用料金の減免の措置及び期日前投票・不在者投票のために市庁舎を訪れる者が同駐車場を利用する際、投票に要する時間に応じた駐車料金の完全無料化措置を講じることを求める陳情書	生活者目線で金沢方式を考える会 湯谷 増男	総 務

民生委員推薦準備委員会における選任プロセスの適正化および説明責任の履行に関する陳情書

令和8年 1月 18日

金沢市議会議長 前 誠一 殿

(差出人) 住 所:920-0015

金沢市諸江町上丁 609 番地

氏 名:飯田 泰治 印

電話番号:080-3045-2756

【陳情の要旨】

本陳情は、金沢市諸江地区における民生委員推薦準備委員会の運営および選任過程について、

- ① 不再任理由等に関する説明責任が果たされていないこと、
- ② 利害関係者が関与する体制の下で選考が行われていること、
- ③ 公的記録が作成・保存されていないこと

が関係資料から明らかとなっていることを踏まえ(資料1～8)、制度運営の公正性および透明性に重大な疑義が生じている現状を是正し、市民の信頼回復を図り、地域福祉の基盤を損なうことのないようにすることが望まれます。

令和7年度の推薦準備委員会において、私を含む現職5名が、不再任理由の説明や弁明の機会が一切ないまま不再任とされ、所管課である福祉政策課へ再三にわたり説明を求めてきましたが(資料1～3)、要望書や開示請求に対する回答からも、十分な説明がなされていないことが確認されています(資料4～6)。また、令和7年金沢市議会12月定例会議会において、市長および福祉健康局長は、本件不再任問題に関し、市として一定の対応を行った旨を答弁していますが(資料7)、その答弁内容は実質的に履行されておらず、推薦準備委員会の構成や運営方法についても、厚生労働省通知で示された選任手続の趣旨との整合性に疑義があり、加えて議事録が作成・保存されていないことが確認されています(資料5、6、8)。

以上の点を踏まえ、行政に対する信頼の確保および市民への説明責任の観点から、市議会におかれては市に対し、本件について事実関係の検証を行い、必要な改善措置を講ずるよう求めていただきますようお願い申し上げます。本陳情は、特定個人の再任を求めるものではなく、民生委員選任制度の適正な運用と説明責任の確保を目的とするものです。



【陳情の理由】

金沢市諸江地区の民生委員推薦手続きに関し、適正な行政運営を逸脱した看過し難い以下の事態が発生しております。

1. 議会答弁の履行状況および説明責任の在り方について

令和7年金沢市議会12月定例会議会において、本件不再任問題に関し、市側は「不再任の理由等について説明するよう、民生委員・児童委員協議会会長（以下、民児協会長）に対し指導した」旨を公式に答弁しました（資料7）。

しかしながら、説明を指示されたはずの当該会長は、具体的な説明を行わないまま退任しています。市側は「指導は行った」との説明にとどまっており、当該指導が適切に行われたかについての確認は行われていません。

その結果、不再任となった当事者に対する説明は行われておらず、議会答弁の趣旨が実質的に履行されているとは言い難い状況にあります。このような状況は、議会において示された答弁の実質的な実効性および市の説明責任の観点からも看過できない問題です。

市議会におかれては市に対し、市を責任主体として、市が行った指導の内容およびその履行状況について検証を行い、必要な改善措置を講ずるよう求めていただきますようお願い申し上げます。

2. 利害相反が生じる不適切な選考体制について

事前審査を行う「民生委員推薦準備委員会」において、本市は、厚生労働省通知（平成22年2月23日雇児発0223第1号第4の1の(6)）（資料8）の趣旨との整合性が求められるにもかかわらず、選考の当事者である利害関係者に該当する現職の民児協会長を委員長に据え、さらに現職および元職の民生委員が委員の過半数を占める体制を採っていました（資料6）。

このように、選考結果に直接的な利害関係を有する者が選考の中枢を担う体制は、中立性および公平性の観点から看過できない問題があります。実際に、現職5名が、活動継続の意思確認や不再任の理由について何ら説明を受けることなく一斉に不再任とされた経緯は、通常想定される選任手続とは大きく異なり、恣意的な判断が行われたのではないかとの疑念を生じさせます。

このような不透明な選考による現職民生委員の一斉交代は、地域住民との信頼関係や民生委員活動の継続性を損ない、地域福祉の円滑な推進に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

市議会におかれては市に対し、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、本件選考体制および選考過程の妥当性について検証を行い、必要な改善措置を講ずるよう求めていますようお願い申し上げます。

3. 公文書管理義務および国通知への違反

厚生労働省通知(平成 22 年 2 月 23 日雇児発 0223 第 1 号 第 4 の 2 の(5))(資料8)では、民生委員の選任に係る会議について、「会議の状況を記録して保存すること」が明確に求められています。

しかしながら、本市においては、民生委員推薦準備委員会に関する議事録について、「作成していない」「存在しない」との回答がなされており(資料5、6)、選考過程を客観的に検証することが困難な状況となっています。公的な記録が存在しない中では、事後的な説明がなされたとしても、その説明の妥当性や信頼性を客観的に判断することが困難です。

このような状況は、国の通知に基づく手続を遵守していない可能性があるのみならず、行政の意思決定過程を事後的に検証できない状態を招くものであり、公文書管理および説明責任の観点からも看過できない問題であると考えます。

市議会におかれては市に対し、国通知の遵守状況および公文書管理の適正性について確認を行うとともに、今後同様の事態が生じないよう、必要な是正措置が講じられるよう求めていますようお願い申し上げます。

【陳情事項】

1. 12 月定例会議会における議会答弁の趣旨を踏まえ、市が責任主体となって、不再任となった当事者に対し、不再任の理由および判断に至った経過について、客観的根拠に基づく十分かつ丁寧な説明を行うよう、市議会として市に対し適切な指導を行うこと。
2. 厚生労働省通知(平成 22 年 2 月 23 日雇児発 0223 第 1 号)の趣旨との整合性の観点から、利害関係者が関与する体制の下で現職 5 名の一斉不再任が決定された選考プロセスについて、その公平性および妥当性を検証するため、市議会として市に対し、事実関係の調査および検証を求めること。
3. 民生委員推薦準備委員会が、国の通知を遵守し、利害関係者を排除した中立かつ公正な委員構成のもとで運営されるよう、市議会として市に対し、選考体制および運用方法の見直しを含めた必要な改善措置を講ずることを求めること。
4. 選任プロセスの透明性および検証可能性を確保するため、民生委員推薦準備委員会に

おける会議記録(議事録)の作成および保存を徹底するなど、公文書管理の一層の適正化を図るよう、市議会として市に対し必要な措置を講ずることを求めること。

添付資料

資料1:民生委員の再任プロセスにおける透明性確保及び推薦準備委員会運営に関する
申入書

資料2:行政情報公開請求書

資料3:民生委員推薦準備委員会議事録に関する存否・所在調査および文書管理指導の
要請書

資料4:民生委員の再任プロセスにおける透明性確保及び推薦準備委員会運営に関する
申入への回答

資料5:行政情報非公開決定通知書

資料6:民生委員推薦準備委員会議事録に関する存否・所在調査および文書管理指導の
要請への回答

資料7:令和7年度金沢市議会12月定例会議会記録

資料8:厚労省通知(平成22年2月23日雇児発0223第1号 民生委員・児童委員の選
任について)

以上

令和7年10月 8日

金沢市 市長
村山 卓 殿

民生委員の再任プロセスにおける透明性確保及び推薦準備会運営に関する申入書

申入人

住所: 金沢市諸江町上丁609番地

電話: 080-3045-2756

氏名: 飯田 泰治 印

[Redacted] 印

[Redacted] 24 印

[Redacted] 印

[Redacted] 6-3 印

[Redacted] 印

[Redacted] 印

[Redacted] 0-5 印

[Redacted] 9 印

[Redacted] 1111 印

謹啓

貴市行政のますますのご発展のこととお慶び申し上げます。

私どもは、再任に関する疑義を申し入れるにあたり、諸江地区の現職民生委員・児童委員として、長年にわたり地域福祉の向上のために誠心誠意努めてまいりました。

現任期の満了を控え、私ども申入人は再任されるものと考えておりましたが、去る令和7年10月の諸江地区民生委員児童委員協議会定例会において、会長より、申入の飯田 泰治、~~中西 良成、森谷 美穂、勝田 輝子および浅田 素幸~~の計5名に対し再任しない旨が一方的に通知されました。

この通知は、当事者である本人の意思確認や事前の協議もなく、極めて突然になされたものであります。また、実質的な選考機関であるとされる「民生委員推薦準備会」からも再任に関する打診や説明は一切なく、この経過の不透明性に対し、私どもは大きな疑問を抱かざるを得ません。

私どもは、地域福祉の担い手として引き続き活動を強く希望していたにもかかわらず、このような恣意的ともとれる一方的な扱いを受けたことに対し、深い不安と不信感を抱いております。

そもそも民生委員は、地域住民に最も身近な相談相手として、行政と地域社会の橋渡しを担う極めて重要な存在です。かかる公的な役割を担う者の選任プロセス、とりわけ公的な性格を持つ「民生委員推薦準備会」の運営が不透明なまま、長年地域に貢献してきた委員がその理由も知らされずに不再任とされるという事態は、当該委員個人の功績と尊厳を著しく損なうものであり、ひいては民生委員制度そのものへの信頼を揺るがす看過しがたい重大な問題であると考えます。

つきましては、貴市に対し、民生委員制度の適正かつ透明な運営を確保する行政の責任ある立場から、下記の事項について速やかに誠実にご対応いただきたく、ここに強く要請いたします。

要請事項

1. 再任拒否理由および判断基準・手続経過の文書開示と今後の公平性確保

今回の申入人4名を含む5名を再任しないとの決定に至った、客観的かつ具体的な選考理由を、選考資料に基づき、速やかに文書にてご説明いただくこと。

あわせて、再任・不再任を判断する際の基準およびその経緯を明らかにし、今後の選考手続きにおける公平性と透明性の担保方針を示していただくこと。

2. 民生委員推薦準備会に関する情報の全面開示

諸江地区における「民生委員推薦準備会」の公正性と透明性を検証するため、以下の情報を漏れなく開示いただくこと。

- 準備会の全構成員一覧(所属団体・役職・氏名)
- 委員の選考・推薦に関する規約、申し合わせ、慣行等の選考基準となる文書
- 今回の選考及び推薦の可否を審議した会議の開催日時、場所、及び出席者全員の氏名
- 当該会議の議事録または議事要旨(選考理由が明確にわかるもの)
- 当該会議において録音された音声データ(C D またはデジタルデータ)

3. 市による指導・監督方針の説明

貴市として、行政の責務に基づき、民生委員推薦準備会の運営に対し、公正性・透明性を確保するために行っている指導・監督の具体的な方針と内容を文書にてご説明いただくこと。

4. 選考プロセス改善策の提示

今後、同様の問題が再発しないよう、全ての民生委員の選考プロセスにおける公正性・透明性の確保と、特に現職委員に対する再任の是非に関する説明責任を果たすための具体的な改善策を、その実施時期を含め文書にてお示しいただくこと。

5. 関係者に対する調査および適切な対応の実施

本件に関して、諸江地区民生委員児童委員協議会会長をはじめ、推薦準備会の関係者による再任拒否の判断・通知の経緯について、事実関係を速やかに調査のうえ、仮に手続上の不備や公正性を欠く行為が認められた場合には、行政として、相応の指導または是正措置を講じていただくこと。

上記各要請事項につきましては、令和7年11月6日に開催予定の諸江地区民生委員児童委員協議会定例会で報告できるよう、令和7年10月31日を目途に、誠意ある文書をもってご回答くださいますようお願い申し上げます。

謹白

様式第1号（第3条関係）

行政情報公開請求書		令和7年11月4日
(宛先) <u>金沢市長 様</u>		住所 金沢市諸江町上丁609番地
		氏名 飯田 泰治
		連絡先電話番号080-3045-2756
		法人その他の団体にあつては、 名称、事務所等の所在地及び 代表者の氏名
金沢市情報公開に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政情報の公開を請求します。		
行政情報の件名又は内容	<p>以下の行政文書について、金沢市情報公開条例に基づき公開を請求します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和7年度 諸江地区民生委員推薦準備委員会の議事録(開催日、出席者、審議内容を含む) 同委員会における不再任対象者(私を含む5名)に関する不再任理由等の記録 <p>【請求理由】 当該推薦準備委員会の構成に地区民生委員3名(会長を含む)が含まれており、厚生労働省通知(平成22年2月23日付)に反する可能性があると考えています。 また、不再任に通達に際して説明・聴聞の機会が一切なく、手続きの適正性を確認する目的で情報公開を請求します。</p>	
行政情報の公開を請求することができるものの区分	<ol style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 市内の事務所又は事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 上記の1から4までに該当しないもので、実施機関が保有している行政情報の公開を必要とする理由を明示して請求するもの 	
	上記3又は4に該当する者にあつては、勤務先又は通学先	名称 所在地
	上記5に該当するものにあつては、実施機関が保有している行政情報の公開を必要とする理由	
公開の方法	<ol style="list-style-type: none"> 閲覧 視聴 写しの交付 	

(注) 各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。

民生委員推薦準備委員会議事録に関する存否・所在調査および 文書管理指導の要請書

令和7年11月19日

金沢市健康福祉部福祉政策課

課長 藤本 敏文 殿

飯田 泰治
住所:金沢市諸江町上丁 609 番地
連絡先:携帯 080-3045-2756
E.mail hiroiida2010@gmail.com

件名:民生委員推薦準備委員会議事録の管理状況に関する調査要請および適正な文書
管理指導の実施について(再確認依頼)

拝啓

平素より地域福祉の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、当該委員会において、民生委員の不再任の決定がなされたにもかかわらず、当該本人に対する説明や聴聞の機会が一切設けられないまま手続が進められたことは、重大な手続上の不備であり、その公正性を欠く運用であったと考えております。

この点を確認するため、私は民生委員推薦準備委員会の議事録の有無および推薦プロセスの透明性に関し、貴市へ情報公開請求を行いました。しかし、所管部署からは「当該議事録は市が保有していない」との不開示決定通知が出されました。

この回答は、市が当該文書を形式的に保有していないことを示すにすぎず、議事録そのものが存在しないことの合理的理由にはなりません。民生委員の推薦は公益性の高い行政関連手続であり、文書の存否が不明確なまま運用されている現状は、市民に対する説明責任の観点から看過し得ない問題です。

さらに、貴市が諸江地区民生委員児童委員協議会会長に対して「再任しなかった者に個別の説明を行うように指導した」と説明をしているにもかかわらず、当該説明が現在に至るまで一切実施されていない状況も確認されております。この点も、市の指導が適切に履行されていないという意味で市民の信頼に関わる行政上の問題であると考えます。

つきましては、当該委員会に実質的に関与する貴課に対し、下記について調査および適切な指導を要請いたします。

1. 議事録の存否および所在に関する断定的な調査の実施

民生委員推薦準備委員会の事務局に対し、以下の事項について事実関係を明確にし、文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

- (1) 議事録が実際に作成されているか否か(存否の明確な断定)
- (2) 作成されている場合、その文書を保管している正確な組織名および部署名
- (3) 同委員会の事務局を担っている団体・組織の法的位置付け
- (4) 同委員会が「市の関与を受けた会議体」であるのか、「市の関与を受けない完全な任意団体」であるのかの確定

これらの情報が不明確なままでは、市民による行政監視機能が十分に発揮されず、行政手続の信頼性を大きく損なう結果となります。

2. 文書開示および文書管理に関する指導の実施

上記調査により議事録の存在が確認された場合、貴課より事務局に対し、以下の措置を直ちに講じていただきたく存じます。

- (1) 公益性の高い文書について、市民から情報開示または情報提供の依頼があった場合には、公文書に準じた取り扱いとして適切に対応するよう指導すること
- (2) 議事録が公文書に準ずる性質を有する以上、今後の文書管理体制について法令の趣旨に基づき厳正に改善指導を行うこと
- (3) 文書の管理・保存・開示のいずれについても、市民の行政監視を妨げないよう徹底して適正に運用すること

3. 回答期限の厳守について

本件は、公的手続の適正性及び市民への説明責任に直結する極めて重要な事案であり、迅速かつ誠実な対応が不可欠です。

つきましては、令和7年12月10日までに、上記調査結果および講じた対応内容について、文書にてご回答くださいますよう重ねて要請いたします

敬具

福政第1193号
令和7年11月5日
(2025年)

申入れ人

飯田 泰治 様 ほか9名 様

金沢市福祉健康局福祉政策課
課長 藤本 敏文
(公印省略)

民生委員の再任プロセスにおける透明性確保及び推薦準備会運営に関する
申入れについて (回答)

令和7年10月8日付けで提出のあった標記の申入れに対する回答は、下記のとおりです。

記

◎諸江地区民生委員推薦準備会に関する情報について

地区民生委員推薦準備会については、国から示されている「民生委員・児童委員選任要領」において「推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守すること」とされている。このため、準備会の会議の開催日時、場所及び出席者氏名並びに議事録又は議事要旨及び会議において録音された音声データに関する情報については、開示できないことをご理解ください (別添1)。

また、本市においては、地区民生委員推薦準備会の議事録又は議事要旨及び会議において録音された音声データの提出を求めておらず、これらの情報を保有していない。

なお、諸江地区民生委員推薦準備会の構成員については、令和7年4月4日付けで同会から次の名簿のとおり報告を受けている。

役職名(注)	氏名
民児協会長	松野 茂夫
〃 副会長	的場恵理子
諸江公民館	齋藤 實
諸江児童館長	澤田 岩男
女性会会長	松本 千春
元育友会会長	福村 一
社会福祉協議会長	森田 郁代
更生保護女性会会長	小林 玲子
元保護司会会長	川守 佳明
元各種団体連絡協議会会長	村谷 實

元民生委員
民児協役員

元民生委員

(注)役職名は、報告書記載のとおり

また、民生委員の選考基準については、令和7年4月24日に各地区民生委員推薦準備会関係者を対象として開催した「民生委員児童委員候補者選考に関する説明会」の資料に記載している（別添2）。

◎諸江地区の民生委員候補者推薦手続について

今回の諸江地区の民生委員候補者推薦手続においては、本人に対して再任しない理由の説明が行われておらず、この点について諸江地区民生委員児童委員協議会会長に確認したところ、再任しなかった者については、それぞれの民生委員としてのこれまでの活動実績等を勘案した結果であり、推薦準備会で決定したものであるとのことであった。

現任の民生委員を再任しない場合（年齢要件により再任できないときを除く。）は、その理由を本人に説明すべきであり、その説明に際しては、民生委員推薦準備会の会議内容の守秘義務に抵触しないよう、本人に対して個別に説明を行うことが必要になると考えられる。このため、諸江地区民生委員児童委員協議会会長に対して、再任しなかった者に個別の説明を行うことを求めたところである。

【担当】

金沢市福祉政策課 藤本

TEL:220-2286 FAX:260-7192

E-mail:fujimoto@city.kanazawa.lg.jp

様式第3号(第4条関係)

行政情報非公開決定通知書	
住所 金沢市諸江町上丁609番地 氏名 飯田 泰治 様	福政第1387号 令和7年11月13日  金沢市長 村山 卓
令和7年11月4日付けで請求のあった行政情報の公開について、次のとおり公開しないことと決定したので、金沢市情報公開に関する条例第11条第2項の規定により通知します。	
行政情報の件名又は内容	1. 令和7年度 諸江地区民生委員推薦準備委員会の議事録(開催日、出席者、審議内容を含む) 2. 同委員会における不再任対象者(私を含む5名)に関する不再任理由等の記録
公開することができない理由	公開請求に係る行政情報については、取得をしておらず、保有していないため 金沢市情報公開に関する条例第11条第2項に該当
この決定の日から1年以内に上記の理由に該当しなくなることによりこの行政情報の全部又は一部を公開することができるようになる期日(明らかであるときのみ記入)	年 月 日 (公開を希望する場合は、この日以後に改めて公開請求をしてください。)
担当局課	福祉健康局 福祉政策課 (担当者) 中川 智 (電話番号) 220-2288

備考

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

福政第1505号
令和7年12月1日
(2025年)

飯田 泰治 様

金沢市福祉健康局福祉政策課
課長 藤本 敏文
(公印省略)

民生委員推薦準備委員会議事録に関する存否・所在調査および文書管理指導の 要請書について (回答)

令和7年11月21日付けで提出のあった標記要請書に対する回答は、下記のとおりです。

記

◎議事録の存否及び所在に関する断定的な調査の実施について

諸江地区民生委員推薦準備会の事務担当者に議事録の存否について確認したところ、議事録は作成していないとの回答があった。

なお、民生委員推薦準備会は、国から示されている「民生委員・児童委員選任要領」(以下「選任要領」という。)第4の3に基づき、本市が各地区に委員の選出を依頼し、設置しているものである。

◎文書開示及び文書管理に関する指導の実施について

選任要領第4の2(3)において「推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守すること」とされているため、民生委員推薦準備会の会議録については情報開示又は情報提供を行うことができないことを理解していただきたい。

なお、選任要領第4の2(5)では「推薦会の会議の状況は、記録して保存すること」とされており、本市からも民生委員推薦準備会の運営について「会議の状況は、詳細に記録して、保存してください」と要請しているところである。このため、今後、全ての民生委員推薦準備会に対して、会議録の作成とその適正な管理・保存を徹底するよう指導していく。

【担当】

金沢市福祉政策課 藤本
TEL:220-2286 FAX:260-7192
E-mail:fujimoto@city.kanazawa.lg.jp

令和7年度金沢市議会 12月定例会月議会 質疑応答

令和7年12月11日

質問者 自民党 久保 洋子

地域福祉を担う民生委員について

1. 民生委員選任のプロセスと市の確認について

金沢市の地域福祉を支える要の存在として、民生委員。児童委員の皆さまのご尽力に心から敬意を表します。地域の実情を最も身近に理解し、高齢者や子ども、障がいのある方などの、見守り、相談を通し支え合いの輪を広げてこられたことは、地域社会の福祉力を高める役割を果たしています。

しかし一方で、全国的に民生委員の担い手不足や高齢化が進み、推薦や更新の過程で課題が生じる地域も少なくありません。先般候補者選任、再任の在り方や手続の透明性において、ある地域から不信の声も寄せられています。

今後ますます地域福祉の役割が重くなる中で、公正でわかりやすい仕組みと尊厳を守る丁寧な対応が必要だと感じております。

さてこの件においては福祉政策課に相談や要望をしたということであり一地区の事例にとどまらず、議会としても、制度運用全体の改善につながる示唆を含むものと受け止め、民生委員がしっかりと活動できる、より良い環境につなげるべく、以下数点にわたり質問をし、本市の考えを伺いたいと存じます。

はじめに本市の民生委員の選任にあたり推薦プロセスはどのようになっていますか説明ください。その上でまずは地区推薦準備会が候補者を推薦する役割が適切に果たされ、公正性が確保されることは制度の信頼の大切な基盤であると思っています。名前の挙がった候補者の状況把握や利害関係の回避、情報の取扱いなどについて、本市が現在どのように確認し、関与しているのかお聞きします。

ところで民生委員・児童委員の国の選任要領ではその役割や適格要件、選任や辞任・解嘱に関する留意事項や手続きなど基準があります。それをふまえて金沢市の運用方針があります。特に地域の実情を踏まえて弾力的運用が可能な年齢要件基準において詳細が示されていると承知いたしています。

また現任の方を再任する場合は民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績を十分勘案することとしています。その勘案すべき内容は箇条書き5事例であり、極めて当然なる内容が示されていると思います。

辞任・解嘱は委嘱の反対の意味ですが、この辞任・解嘱等の案件では年齢要件は別として、常識的には活動実績を十分勘案するためには、明確に何が不十分に値する内容なのか説明や意見聴取がとても重要と存じます。

2. 民生委員辞任、解職と再任の在り方

質問の2点目として現任民生委員の再任過程において、5名の委員に対し説明等無視した不再任があった地域において民生委員のあいだで動揺は広がり地域において地区民生委員推薦準備会への不信にもつながっています。相談等を受けた福祉政策課において当該事案についてはどのように対応したのかお聞きいたします。

あわせて、候補者選任、再任の在り方や、手続の明確化、公正性を高める取組について本市の考えを伺います。

3. 担い手不足と確保について

つぎに担い手不足と人材(人財)確保策についてお聞きします。最近では委員の高齢化が進んでいることで、欠員や年齢構成の偏りを感じるもので活動支援体制の弱体化につながりかねません。市全体の状況と各地区の実態をどのように把握しているか伺うとともに、負担軽減策や、多様な人材(人財)が参加しやすい制度改善など、担い手不足と確保について今後の方向性を伺います。

この質問の終わりにあたり民生委員・児童委員は、地域で最も身近に住民と関わり、日々

の暮らしを支える最前線に立つ大切な存在です。委員の皆さまの献身的な活動があるからこそ、行政の支援が行き届き、地域の安心が守られています。しかし一方で、推薦や更新の場面で丁寧さを欠く対応があれば、委員本人はもちろん、地域にも人材(人財)損失にかかる影響を与えます。確かに、制度そのものは国の枠組が大きく、市として即座に改善できる部分には限界もあると存じます。しかしながら、制度をどう運用するか、当事者側にどう寄り添うか、どのように説明責任を果たすかは、市の姿勢によって大きく変わる部分ではないでしょうか。委員の皆さまが安心して活動できる環境を整えば、そのことは必ず地域の安心と支えにつながっていくと思います。民生委員・児童委員の役割がこれからさらに重要になる時代だからこそ、制度運用の「見える化」と「丁寧さ」を求め携わるすべての主体が相互に信頼し合える関係づくりを進めていただけるよう強く期待いたします。

村山 卓 市長答弁

地域福祉を担う民生委員の候補者の選考についてであります。それぞれの地域が行うことが本来のあり方であり、市の関与はどうしても限定的にならざるを得ないと捉えております。しかしながら、その選考過程においては、透明性や公正性を確保していくことが重要であります。改めて、地区の推薦準備会や民生委員児童委員協議会に対して、国や市が示している手順を遵守して、選考を行うよう指導していきたいと存じます。最後に、民生委員の担い手の確保に向けてありますが、民生委員・児童委員の皆様方には、日頃から高齢者の見守り、そして複雑化する家庭の見守りを行っていただき、感謝を申し上げるところであります。各地区の民生委員・児童委員協議会からは、高齢化の進展、8050問題など、地域社会の変化に伴う業務量の増加や精神的な負担が担い手不足につながっているのご意見をいただいております。このため、今後、金沢市民生委員・児童委員協議会において、市から民

生委員へ依頼している業務の削減、あるいはDX化、さらに民生委員の年齢要件の緩和など、負担軽減や担い手確保の方策を検討してまいりたいと思っています。

山口福祉健康局長 答弁

まず、民生委員の選任にあたっての推薦プロセスについてお答えいたします。本市では、民生委員の候補者を各地区に設けました推薦準備会によって選考していただいております。

今般の一斉改正におきましては、5月の下旬から8月の下旬にかけて、各地区の推薦準備会が開催され、8月中旬に推薦名簿が市に提出されました。市では、推薦名簿を確認した後、9月に民生委員法に基づく民生委員推薦会及び社会福祉審議会、民生委員審査専門分科会への審議を経て、厚生労働大臣へ民生委員候補者の推薦を行ったところでございます。なお、本市では、各地区の推薦準備会が選考を行いました民生委員の候補につきまして、年齢や居住地の要件を満たしているかについて確認しているところでございます。

民生委員の辞任・会職等の場合における照会の理解や行為についてでございますが、本市では、これまで民生委員法に定める職務の遂行に支障がある場合などの解職事由により解職を行った事例はございませんが、民生委員がその職を辞する場合、また、不再任とする場合におきましては、後任者を選考しなければなりませんことから、担当している町会の理解が必要になると考えております。次に、民生委員が説明や意見を聞く機会が十分設けられないまま不再任となった一連の経緯につきまして、担当課の対応についてお答えいたします。今回の一斉改正におきまして、現職の民生委員から、活動継続の意思確認もなく、理由の説明もなく、退任されなかったとの抗議文の提出がございました。民生委員が所属する地区の民生委員児童委員協議会に確認いたしましたところ、抗議内容のとおり、意思確認や理由説明が行われていないということが確認できたことから、再任しなかった理由を個別

に説明するよう、地区の民生委員児童委員協議会に対して指導をしたところでございます。

最後に、民生委員確保につきまして、市全体の状況等、各地区の実態についてでございますが、今般の一斉改正では、現在の状況ですが、民生委員が定数 1065 人のうち 17 人の欠員、主任児童委員が定数 111 人のうち 1 人の欠員となっております。複数の欠員を生じている地区は 5 地区となっております。以上でございます。

民生委員・児童委員の選任について

(平成 22 年 2 月 23 日)

(／雇児発 0223 第 1 号／社援発 0223 第 2 号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知)

民生委員・児童委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」(昭和 37 年 8 月 23 日発社第 285 号厚生事務次官通知)により行われているところであるが、当該選任にあたっては、さらに、別紙「民生委員・児童委員選任要領」に留意のうえ適任者が得られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

平成 19 年 8 月 10 日雇児発第 0810005 号社援発第 0810002 号「民生委員・児童委員の選任について」は、平成 22 年 2 月 23 日をもって廃止する。

〔別紙〕

第 1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第 2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という。)第 6 条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第 1 条、第 2 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りが無いよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう 75 歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであること留意すること。

また、現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

(1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者

(2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者

(3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者

(4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者

(5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

第3 選任に関する留意事項

1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。

2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。

3 民生委員推薦会が都道府県知事に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)によるところが大きいため、推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令(昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。)第1条、第2条の外、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の外、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。

1 推薦会委員の委嘱

(1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。

(2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。

(3) 議会の議員が議員の資格以外の資格で推薦会委員となることは、法第8条第2項の趣旨に反するのでこれを避けること。

(4) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。

(5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。

(6) 推薦会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。

(7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

2 推薦会の運営

(1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、都道府県知事等が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないように十分留意すること。

(2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。

(3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守すること。

(4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。

(5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会(以下「準備会」という。)を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているところであるが、都道府県知事等が民生委員・児童委員の審査及び適否に関する意見を聴取する地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会(以下「審査専門分科会」という。)の運営について果たす役割は重要であることから、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号。)第11条及び社会福祉法施行令(昭和33年6月27日政令第185号。)第2条の他、次の事項も考慮し、審査専門分科会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

1 審査専門分科会委員のうち、都道府県、指定都市又は中核市の議会の議員である者

は常に、審査専門分科会委員の現員の3人以内とするよう留意すること。

- 2 審査専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 3 審査専門分科会の審査方針を明確にし、でき得れば事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。
- 4 審査専門分科会委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長はその指名を取り消すことができること。

第6 委嘱手続に関する留意事項

- 1 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿(様式第1号)を地方厚生(支)局長に提出すること。
- 2 委嘱辞令の伝達は都道府県知事等において、できるだけ速やかに行い、民生委員・児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう配慮すること。
- 3 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。
- 4 委嘱された後は、「民生委員・児童委員の研修について」(平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)を踏まえ、地域の実情に応じて適切に研修を行うこと等により、民生委員・児童委員として、職務に必要な知識及び技術を修得することで資質の確保・向上に努めるとともに、活動意欲の醸成を図ること。

第7 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
 - (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。
 - (2) 「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
 - (3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。

なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。

- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事

等に内申することができること。

3 都道府県知事等は民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、審査専門分科会委員の意見を聞く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。

4 法第12条第1項の規定により、審査専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。

5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。

6 審査専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事等に通知すること。

7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聞くこととは異なるから慎重に行うこと。

8 都道府県知事等は、民生委員・児童委員の解嘱を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解嘱具申書(死亡届)(様式第2号)を地方厚生(支)局長に提出すること。

(別添 2)

民生委員児童委員候補者選考に関する説明会

日 時 令和 7 年 4 月 24 日 (木)
午後 1 時 30 分 ~ 2 時 30 分
場 所 金沢東急ホテル
5 階ボールルーム

《次 第》

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 説明
 - (1) 民生委員児童委員の改選について
 - (2) 民生委員児童委員等推薦基準について
 - (3) 改選事務日程について
 - (4) 提出書類について
- 4 質疑応答
- 5 閉会

《配布資料》

1. 民生委員児童委員候補者選考に関する説明会 (説明資料)
2. 民生委員児童委員一斉改選 地区別定数表
3. 様式 1 ~ 様式 11
4. 提出書類記入上の注意事項・記入例

(1) 民生委員児童委員の改選について

民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める（民生委員法第1条）とされており、その職務内容は、住民の生活状態の把握、援助を必要とする方が自立した生活を営むために必要とする生活全般に関する相談、福祉サービス利用に関する情報提供など、広範囲にわたっています。

近年、複雑化、複合化した課題を抱える世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い、住民が求める福祉ニーズは多様化しています。

このような状況において、福祉制度・施策の総合的な再構築、保健・医療など関係分野とのより一層の連携が不可欠ですが、住民にとって身近な存在であり、かつ、地域福祉推進の中心となる民生委員児童委員の役割はますます重要なものとなることは改めて言うまでもありません。

本年12月1日に実施される民生委員児童委員の改選は、このような社会状況で行われるものであり、地域住民の期待に応えるためにも、活発な行動力と誠実な人柄を有する方の選任をお願いいたします。

●今回の改選にあたっての各地区の民生委員児童委員定数の考え方

① 金沢市全体の定数

200世帯に1名を配置することとし、市全体の定数の上限を定めました。

② 地区の定数

200世帯に1名の配置を基準としますが、急激な増減を避けるため、次の調整を行いました。

ア 200世帯に1名とした場合の人数と、現定数との差が1名以内の地区は、増減員しない。

イ 200世帯に1名とした場合の人数と、現定数との差が2名以上の地区は、その差の半分の人数を増減員する（ただし、3名を上限とする。）。

ウ 各地区の高齢者数、要援護者数、児童数から求めた援護指数を勘案し、単に世帯数の増減以外の状況を考慮した調整を行う。

エ 各地区の要望に基づき、可能な範囲で増減員する。

●各地区の定数について

別紙「地区別定数表」のとおり

●地区推薦準備会の運営について

- ① 会議の運営方法は、基本的に各地区において決定していただいてよろしいですが、候補者のプライバシーの保護のため、会議は必ず非公開とし、委員及び書記の方（地区社協、地区民児協職員等）は、議事に関しての秘密を厳守してください。
また、会議の状況は、詳細に記録して、保存してください。
- ② 民生委員児童委員候補者の人選にあたっては、国が示す選任要領と金沢市の運用方針（次ページ「(2) 民生委員児童委員等推薦基準について」）に従ってください。
- ③ 候補者数が定数に満たないからといって、定数を満たすために、上記の基準を満たさない方を推薦することはやめてください。
- ④ 委員の皆さんに対しては、適任者を推薦していただくため、事前に、民生委員児童委員に関する必要な知識等についての資料などをお渡しください。
- ⑤ 新たに候補者となる方には、民生委員児童委員の概要・役割などを十分に説明してください。

(2) 民生委員児童委員等推薦基準について

① 民生委員児童委員の適格要件（国の選任要領の概要）

民生委員児童委員の適格者は民生委員法の規定のほか、次に掲げる要件を備える方を選任すること。また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の方を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情に応じた弾力的運用を可能とする。

- ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある方
- イ その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような方
- ウ 健康であって、民生委員児童委員活動に必要な時間を割くことができる方
- エ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる方
- オ 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる方

② 民生委員児童委員選任に当たっての基準

（国の選任要領をふまえての金沢市の運用方針）

- ア 新任の民生委員児童委員の選任に当たっては、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方であって、原則として69歳未満の方を選任してください。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なることから、金沢市としては69歳以上72歳未満の方についても認めることといたしますが、地域活動（地区社会福祉協議会・善隣館・まちぐるみ福祉活動推進員・町会・地区公民館・校下婦人会・義勇消防団にかかる活動）未経験者については、年齢基準外候補者推薦調書が必要となります。

- イ 現任の民生委員児童委員を再任する場合は、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、健康状態や活動実績等を十分に考慮し、75歳未満の方を選任してください。

③ 主任児童委員の選任に当たっての基準

(国の選任要領及び金沢市の運用方針)

上記の「民生委員児童委員の適格要件」(国の選任要領)に該当し、かつ、以下に掲げる基準(国の主任児童委員選任要領)に照らして主任児童委員にふさわしい方を選任してください。

ア 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する方など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる方を選出してください。

- ・児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した方又は里親として児童養育の経験がある方
- ・学校等の教員の経験を有する方
- ・保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する方
- ・子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する方

イ 男女比の極端な偏りがないよう留意してください。

ウ 原則として、55歳未満の方を選出するよう努めてください。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることから、金沢市としては新任59歳以下、再任64歳以下の方であっても認めることといたします。

※ 上記年齢基準は『本年12月1日現在』

※ 「以上」「以下」はその数字を含み、「未満」は含まない。

(3) 改選事務日程について

月 日	内 容
4月24日	民生委員児童委員候補者選考に関する説明会
5月16日	地区民生委員児童委員協議会等事務担当者会議
5月上旬から 8月上旬まで	各地区で地区推薦準備会開催
8月15日	推薦書、内申書、推薦名簿、解囑具申書等の提出締切
9月中旬	金沢市民生委員推薦会開催
9月下旬	金沢市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会へ 諮問
9月30日	厚生労働省あて書類提出 民生委員児童委員推薦名簿 厚生労働大臣感謝状授与者推薦名簿
9月30日	民生委員児童委員名簿（担当区域割）提出締切
11月中旬	国からの委嘱通知及び感謝状授与決定通知
12月1日	感謝状贈呈式及び委嘱状等伝達・交付式 （会場：金沢市役所 第二本庁舎）

(4) 提出書類について

提出書類	様式番号	提出期限
【推薦書】 民生委員児童委員候補者推薦書	様式 1	8月15日
【民生委員児童委員関係】 民生委員児童委員候補者内申書 民生委員児童委員推薦名簿 民生委員児童委員解嘱具申書 年齢基準（69歳未満）外候補者推薦調書	様式 2 様式 3 様式 4 様式 5	8月15日 〃 〃 〃
【表彰関係】 厚生労働大臣感謝状授与者推薦名簿 金沢市長感謝状授与者推薦名簿	様式 6 様式 7	8月15日 〃
【主任児童委員関係】 主任児童委員候補者内申書 主任児童委員推薦名簿 主任児童委員解嘱具申書	様式 8 様式 9 様式 10	8月15日 〃 〃
【その他】 民生委員児童委員名簿	様式 11	9月30日

※ 提出期限厳守にご協力ください。

● 提出不要となっている書類

【主任児童委員関係】

年齢基準（55歳未満）外候補者推薦調書

金沢市議会議長 前 誠一 様

『コンプライアンス指針』の制定と『コンプライアンス委員会』の設置を求める陳情書

理由

適切な行政サービスの提供を求め、市長・人事課長・秘書課長あてに30通を越える問い合わせ文書をだして返答を求めてきましたが一切返答はありません。返答がないことについての説明もありません。問い合わせを無視し、握りつぶします。文書による問い合わせに対して、文書による返答がくることは当然で一般常識と思っていましたが、そうではありませんでした。なぜ返答がこないのか疑問ですが、このような取り扱いをしないように、方針や規則を定めるべきではありませんか。

「金沢市の考える説明責任とは何か」について、人事課長に再三、文書で問い合わせしていますが、返答はありません。金沢市が説明責任をどのように考えているかはわかりませんが、一般的には、全体の奉仕者である公務員として当然の責任で、説明責任を果たさないことは、憲法・地方公務員法に違反していると解釈しています。人事課長が問い合わせに返答しない判断をしていることについて、電話で人事課に説明を求めたところ、「何も答えることはありません。電話を切ります」と電話が切られました。間違った言動を指摘されると職員は、逃げていきます。間違った言動の修正には、良識のある職員が必要です。

多くの問い合わせのなかで、職員と話しをした時、「金沢市には文書で返答しない決まりがある」と言われました。そのような決まりがあるならば、書かれた文書を明示するように求めています。明示はありません。おそらく、「文書で返答しなければいけない」と書かれたものがないので、返答しない決まりがあると拡大解釈しているのではないかと考えています。都合が悪いことは答えたくない。その心理が、拡大解釈を許しているのではないですか。答えることができないのならば、答えなくても良いわけではありません。説明できないことは間違っていることとして、修正撤回する必要があるのではないのでしょうか。

コンプライアンス違反のない行政組織をつくり、公平公正な事務処理をすることは、どの行政組織でも目指していることです。コンプライアンス指針をつくり、住民や職員に周知している行政組織があります。コンプライアンス違反による不適切な事務処理については、コンプライアンス委員会を設置して調査・検証している行政組織があります。弁護士など第三者的な立場の人を含めた組織による検証が行われます。

総務省に地方自治法・地方公務員法の法令解釈について聞くことができる部署があり、電話で色々聞いている時、コンプライアンス委員会に相談することを提案されました。金沢市の窓口で、金沢市にコンプライアンス委員会はあるか問い合わせたところ、人事課長補佐がコンプライアンスの担当ということでした。人事課長補佐と電話で話しをすることになりましたが、何も答える気がなく、会話が成立しません。コンプライアンス違反については、人



事課がその都度対応することになっていると言っていますが、全く機能していません。コンプライアンスに問題がある職員にはコンプライアンス違反への対応は無理です。

金沢市にはコンプライアンスに対する意識はありません。「コンプライアンスは、法令順守は当然のこととして、社会通念や一般常識などを守り住民の信頼を得ること」と認識しています。「住民の福祉の増進」「説明責任」「公平公正」など行政の法令を守る。公平公正に配慮し、住民の利益になることを行い、説明できないことはやらない。これらのことは当然のことです。説明責任を果たさない職員は憲法・地方公務員法などに違反していると指摘しています。市長あてに組織と職員への監督指導を求めた問い合わせは無視され、監督指導は行われません。問い合わせを平気で握りつぶす職員がいます。行政の組織力は住民に不利益を与えるために使われます。

金沢市には、公務員倫理に問題がある職員が多く存在しています。コンプライアンス違反による不適切な事務処理について調査・検証するシステムがありません。住民には、コンプライアンス違反のない公平公正な事務処理を受ける権利があります。

事項

1. 『コンプライアンス指針』の制定と『コンプライアンス委員会』の設置を要望します。
2. 「原則として、文書での問い合わせには、文書で返答する。それができない場合は、理由をしっかりと説明する」このような規定をつくることを要望します。

令和8年2月6日

〒921-8041 金沢市泉1-5-5

上島 張靖

項目	表題	宛先	日付	問い合わせに対する対応
法定外公共物の不法占用に対する 市長あて文書				
1 A-1	(題名なし)「法定外公共物の不法占用に対して一切対応しません」への説明要求	市長あて	令和4年11月30日	返答なし(秘書課→内水整備課)
2 B-1	令和4年11月30日に市長に出した文書の返答についての問い合わせ	市長あて	令和5年3月2日	返答なし(秘書課→内水整備課)
3 C-1~5	令和4年11月30日等に市長に出した文書の返答について	市長あて	令和5年5月24日	返答なし(秘書課→内水整備課)
4 D-1~2	要望書(話し合いができる環境について)	市長あて	令和5年5月25日	どこに回されたか不明
5 E-1	法定外公共物の時効について	市長あて	令和5年9月11日	返答なし(秘書課→内水整備課)
6 F-1~4	内水整備課は法定外公共物の不法占用について向き合う姿勢がない	市長あて	令和5年11月27日	返答なし(秘書課→内水整備課) 文書での返答を求めている。
文書による返答をしないことについて				
7	秘書課での市長あて文書の取り扱いについて	秘書課長あて	令和6年1月30日	返答なし
8	秘書課長あて文書の返答がこないことについて	秘書課長あて	令和6年8月8日	返答なし
9 J-1~2	文書で返答しないという金沢市の決まりについて	市長あて	令和6年8月8日	返答なし
10 K-1~8	市長あての文書が内水整備課に回されることにより起こったこと (内水整備課の対応について)	市長あて	令和6年8月23日	返答なし
11 N-1~4	金沢市長が問い合わせに答えないことについて	市長あて	令和6年10月25日	返答なし
職員や組織の法令違反・能力不足・公務員倫理違反について				
12 G-1~5	法令違反・能力不足・公務員倫理違反について	人事課長あて	令和5年12月26日	返答なし
13 H-1	令和5年12月26日に人事課長に出した文書の返答について	人事課長あて	令和6年2月20日	返答なし
14 I-1	人事課長が文書に返答しないことについて	人事課長あて	令和6年8月8日	返答なし
15 L-1	人事課長が文書に返答しないことについて	市長あて	令和6年8月23日	返答なし
16 AC-1	人事課長が行っている「問い合わせに返答しない」判断について	人事課長あて	令和7年3月19日	返答なし
市街地形成と法定外公共物について				
17 あ1~13	意見書「市街地の形成」と「住宅地の機能」について金沢市の責任	市長あて	令和5年8月17日	どこに回されたか不明
18 い 1~2	建築基準法第42条第1項第5号位置指定道路の機能保持について 【位置指定道路が接続する公道での通行妨害について】	市長あて	令和5年12月24日	返信なし(秘書課→建築指導課) 一般論での問い合わせ 電話で説明あり建築指導課の担当業務外
19 う 1~5	金沢市の市街地形成施策から見た位置指定道路が接続する公道の障害物 【定住促進目的の住宅地確保・位置指定道路の広報は金沢市の仕事】 建築指導課は担当業務外と言っている	市長あて	令和6年2月20日	返信なし(秘書課→建築指導課) 全体を把握し、話ができる職員はいない 内水整備課と話しすることを提案される
20 え-1	意見書 金沢市の市街地形成施策から見た位置指定道路	市長あて	令和6年2月20日	返信なし(秘書課→建築指導課)

項目	表題	宛先	日付	問い合わせに対する対応
金沢市全体について				
21 M-1~6	見解の相違点を明確にすることについて (内水整備課がでたらめを言っているかわからないことについて)	市長あて	令和6年10月25日	返答なし
22 O-1~2	3つの事項に対して話ができる体制を作ってほしい 【増泉1丁目地内の法定外公共物の不法占用状態を放置していることについて】	市長あて	令和6年11月5日	返答なし
23 P-1~2	責任の所在を明確にすることについて	市長あて	令和6年11月6日	返答なし
24 Q-1	金沢市長との面談の申込み	市長あて	令和6年11月19日	返答なし
25 R-1~4	金沢市長との面談の申込み(継続中・2度目の申込み) 【秘書課長による話し合いの妨害】	市長あて	令和6年12月14日	返答なし
26 S-1~3	金沢市長との面談の申込み(継続中・3度目の申込み) 【市長が知るべき情報が市長に届かない】	市長あて	令和6年12月23日	返答なし
27 T-1~5	金沢市長との面談の申込み(継続中・4度目の申込み) 【住民の福祉の増進について・最低限の行政サービスについて】	市長あて	令和7年1月13日	返答なし
28 U-1~5	金沢市長に速やかな対応の依頼(要望書) 【増泉1丁目地内の法定外公共物の不法占用状態を放置していることについて】 多くの人の気持ちを踏みにじって平然としている金沢市職員は許されない	市長あて	令和7年1月21日	返答なし
29 V-1~3	金沢市長との面談の申込み(継続中・5度目の申込み) 【市長の説明責任】	市長あて	令和7年1月22日	返答なし
30 W-1~3	金沢市長との面談の申込み(継続中・6度目の申込み) 【市街地形成を目指す市長から法定外公共物を管理する市長への不法占用物の撤去指示】	市長あて	令和7年2月3日	返答なし
31 X-1~4	秘書課の機能改善を要望(要望書) 【市長あての問い合わせ文書が握りつぶされる】 【秘書課は市長が行政サービスの提供と説明責任を果たすことを妨害】	市長あて	令和7年2月3日	返答なし
32 Y-1~9	金沢市の組織・システムについて 【市政全体を把握し、何が正しいか判断し、適切な対応をする職員がいない】	総務局長あて	令和7年2月24日	返答なし
33 Z-1~3	金沢市長との面談の申込み(継続中・7度目の申込み) 【市長の周りに良識のある職員がいない・行政組織として機能していない】	市長あて	令和7年2月25日	返答なし
34 AA-1~4	金沢市長との面談の申込み(継続中・8度目の申込み) 【組織改革について・住民軽視の姿勢は改善されなければならない】	市長あて	令和7年3月6日	返答なし
35 AB-1~2	市長室設置に関する要望(要望書) 【住民軽視の姿勢を改め、市長あての問い合わせ文書の返答が届くようにしてほしい】	市長あて	令和7年3月6日	返答なし
36 AD-1	総務局長の秘書課長・人事課長への指導について	総務局長あて	令和7年3月19日	返答なし
37 AE-1~3	金沢市長との面談の申込み(継続中・9度目の申込み) 【ここで行われていることについて、金沢市の責任のある人に説明を求めています】	市長あて	令和7年3月19日	返答なし
38 AF-1~6	人事課長の住民軽視の姿勢について	人事課長あて	令和7年7月10日	返答なし
39 AG-1~14	金沢市長との面談の申込み(継続中・10度目の申込み)	市長あて	令和7年9月16日	返答なし

項目	表題	宛先	日付	問い合わせに対する対応
40 AH-1~8	人事課長の法令違反(地方自治法違反等)について	市長あて	令和7年10月21日	返答なし
41 1~2	人事課長・■■■■の コンプライアンス違反による不適切な事務処理について調査・検証の依頼	市長あて	令和7年10月22日	返答なし
42 AI-1	金沢市長との面談の申込み(継続中・11度目の申込み)	市長あて	令和8年1月3日	返答なし
43 1	「コンプライアンス指針」の制定と「コンプライアンス委員会」の設置の要望(要望書)	市長あて	令和8年1月3日	返答なし

(陳情事項)

陳情書

「金沢方式」の廃止に向けた議論の加速を求めます

(陳情理由)

住民を代表し、執行機関による行政を監視することは、議会の重要な機能のひとつです。公金を使用する行政の活動は、公正・透明でなくてはならないので、行政契約は、契約自由の原則が修正されます。契約の性質によっては、法の定めるところにより、議会の承認が必要となります。

地方自治法第96条は、公有財産を適正な対価なくして譲渡する場合に、議会の議決を要求しています。しかし昨年、金沢方式のために寄附により取得したことを理由に、消防施設としての機能を有する建物が、議会の議決を得ることなく無償で譲与されました。市町村の消防施設が、その役割を継続したまま、行政主体の所有を離れて、民間取引の対象になり得る事態となっています。議会が、重要な市有財産の移転・処分実態を把握しきれないことは、金沢方式による譲与が正当化されている状況が変わらない限り起こり続けます。

調達行政における行政契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものです。金沢市は、金沢方式の名の下に、公用に供する市有財産の調達を、住民団体に担わせることがあります。民間による取引には、行政契約について定めた地方自治法の規定は適用されませんが、老朽化施設の改修、解体、消防機械器具置場の新設等、大型の公共事業を住民任せにする正当な理由はありません。金沢方式による補助事業の実態は、市有財産の調達であるので、担当部局による事務は、法を不当に免れていると指摘されてしかるべきです。

金沢方式による事務の多くは、議会による予算の議決の対象とはならない執行科目以下によるものなので、議会がその全容を把握することは容易ではありません。金沢方式あり方検討懇話会では、公民館、児童館、消防分団の運営・施設整備について検討がなされましたが、これらは金沢方式の一部に過ぎません。社会福祉協議会が金沢方式によるのは明らかですが、検討の対象には含まれていませんでした。結ネットは金沢市が地域コミュニティ活動のために整備し、全ての連合会の導入を目標に掲げていますが、利用には住民負担が発生するという点で、金沢方式的性質を有する事業です。金沢方式的な手法を取り入れた行政活動は多岐に亘り、一朝一夕に解消することはできません。だからこそ一刻も早く議論に取り掛かるべきです。

よって、予算への賛成反対の立場を超えて、金沢市議会が「金沢方式」の廃止に向けた議論を加速させることを求めます。市政の信頼回復と健全な市政運営の実現のため、議会として速やかに行動されることを切にお願い申し上げます。

生活者目線で金沢方式を考える会

200
2026年2月9日

金沢市三ヶ利町100-7

湯谷増男



金沢市議会議長 前誠一様

(陳情事項)

陳情書

民主主義の健全な発展のため、議会・委員会を傍聴する金沢市民の金沢市役所・美術館駐車場及び第二本庁舎地下駐車場の利用料金の減免の措置及び期日前投票・不在者投票のために市庁舎を訪れる者が同駐車場を利用する際、投票に要する時間に応じた駐車料金の完全無料化措置を講じることを求めます

(陳情理由)

地方自治法第百十五条は、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する」としています。議会が市民に対し開かれていることは、民主主義の発展と市政への信頼の構築に不可欠です。金沢市民による議会・委員会の傍聴は、金沢市議会によって奨励されてしかるべきです。

金沢市役所・美術館駐車場及び第二本庁舎地下駐車場は、平日午前8時30分から午後5時45分までの間に入場した場合は30分以内無料、30分を超えると料金が30分につき150円加算されます。本会議の傍聴のために9時半に入場し、15時に精算する場合、1500円の料金が発生することになります。傍聴に訪れる市民は、限られた時間や経済的制約の中で市庁舎に足を運んでいます。高額な駐車場利用料金が、傍聴への意欲を阻害する要因となってはなりません。全国の庁舎駐車場利用料を有料とする自治体の議会は、傍聴者の駐車料金を一定時間無料にするという対応をとっている例が数多く見受けられます。地方自治法が議会の公開を義務付けていることを踏まえ、傍聴を希望する金沢市民が経済的な障壁なく参加できる環境を整えることは、金沢市議会の責務です。金沢市議会はこれまでも子ども連れで議会の傍聴ができる席を設け、議会傍聴の環境を整えてきました。それに比較し駐車料金を減免する措置は費用を要しません。

本会議の映像配信は、発言の様子を視聴する上では有益であるものの、議場を俯瞰するものではなく、議会運営の実態を把握するには十分とは言えません。議会事務局議事調査課による案内<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/gikaijimukyokugijichosaka/gyomuanna/1/7/7792.html>によると、配信される映像及び音声は、金沢市議会の公式記録ではなく、利用回線の状況やサーバーメンテナンス、その他パソコン環境等により、映像や音声途切れる、又は停止するなど正常に視聴できないことがあり、かつ、配信は予告なく終了することがあるとのこと。議会映像の配信は、議会の公開を補完するに過ぎません。

公開された議会は市民の政治参加を促します。金沢市議会が身近になることによって、社会課題についての議論を市民間に広げることが期待できます。議会・委員会を傍聴した市民は、自分たちの生活に直結する政策がどのように決まっていくのかを体感します。気軽な傍聴が市政への深い関心のきっかけとなることもあります。議会が真に市民に開かれたものであるためには、経済的な障壁を取り除き、議会・委員会の傍聴がしやすい環境の整備が重要です。



期日前投票及び不在者投票の制度は、投票日に指定の投票所へ赴くことが困難な有権者に対して、投票の機会を広げ、選挙権の実質的保障を図るものです。今月初旬に行われた第51回衆議院議員総選挙の投票日は、警報級の大雪となることが予測されていました。そこで、石川県選挙管理委員会の吉田隆一委員長は、積極的に期日前投票を利用するよう呼びかける談話を発表しました。投票日当日の投票が原則である以上、この談話は異例なことですが、昨今の気象の変化、災害の発生、災害予測の精度向上、感染症の蔓延、またそれらに応じた社会の意識変化に鑑みれば、本制度の重要性は今後も増していくものと思われま

す。しかしながら、現在金沢市役所に設置された投票所においては、平日の駐車料金が30分間のみ無料である一方で、休日はその適用がなく、投票を行う曜日によって有権者間に不公平が生じています。2月5日の北國新聞は、県選管委員長談話の発表前日の市庁舎内期日前投票所の様子を報じており、「30分近く待った」とする有権者の声を紹介しています。平日であっても混雑時には受付に30分を要することがあり、現行の無料時間枠を利用した投票が難しい場合があることが伺えます。

投票に際し、たとえ一時的かつ些少な金額であったとしても、有権者に個人的な経済負担を課すことは、参政権の行使を阻害し、投票意欲を削ぐ要因となり得ます。市役所に設置された期日前投票所において、全ての有権者が金銭負担の懸念なく平等に一票を投じられるよう、曜日祝日に関わらず、投票所の混雑状況に応じた措置が必要です。

本来、市庁舎を利用する市民から、市が駐車料金を徴収する理由はありません。金沢市庁舎は、中心市街地に位置し、近隣に観光施設や商業施設が多数存在することから、駐車料金が無料であると来庁者以外の利用が殺到することが予測されます。駐車料金の徴収は、混雑緩和が専ら

の目的と言えます。市議会・委員会の傍聴席の混雑は望ましいものです。投票による政治参加は、促進されるべきものです。政治参加を目的とした市庁舎訪問に負担を課す正当な理由はありません。

2026年2月9日
生活者目線金沢方式考証会
湯谷 増男
金沢市三十町町丁100-7

事務連絡
令和8年2月13日
(2026年)

議員 各位

金沢市議会議長 前 誠 一

意見書または決議を求める陳情について

金沢市議会会議規則第100条ただし書の規定に基づき、2月9日までに受理した陳情書の写しを送付します。

番号	件名	陳情人	受理年月日
13	国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情	社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集 団「一輪のバラの会」 代表 加藤 克助	令和7. 12. 19

令和7年12月16日

金沢市議会議長 前 誠一 殿

社会の歪を鋭く追及
政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤 克助

愛知県安城市百石町2丁目17の6

〒446-0044 ☎ 0566-76-7465

国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情

陳情趣旨

令和7年度も米の価格の高騰は収まりません、国民の生活を守るため、国に対し国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出をお願いいたします。

理由

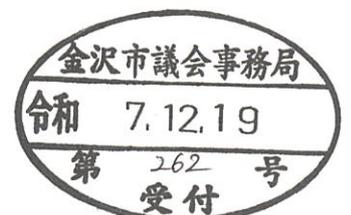
「防衛白書、令和5年度」2023年度から5年間で防衛費は約4.3兆円程度と増額し、国内総生産GDP1%からGDP2%を目安にしています。

このように防衛費は増額しています、食糧安全保障の観点から国民の主食である米の価格を統制し、米農家の所得の安定を図るべきで、米価格統制費用は食糧安全保障の見地から防衛費から拠出すべきです。

それに、農林水産省九州農政局白書、によれば自営農業に従事する「基幹的農業従事者」人数2000年240万人→2023年116万人に減少、うち65歳以上82万人、「基幹的農業従事者」平均年齢68.7歳です。10年後平均年齢は約80歳で、このままでは日本の農業は消滅します。

陳情事項

金沢市議会において、国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書を国に提出していただきたい。



国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情
意見書 (案)

趣旨

国立公文書館によると、終戦直後、占領軍は連合軍最高司令官総司令部を創設し、1946年自作農創設特別措置法などによる第二次改革を進めました。この改革により、戦前の大地主制度は廃止され、自作農を中心とする農村社会が確立されました。

しかし戦後、80年経た自作農中心の農村社会は、高度成長時代を経て若者は農業に従事するより大都市に魅力的な就職先や生活環境を求め、地方から若者は三大都市を目指し、特に東京圏は地方から若者は毎年流出しています。

このような社会状況は今日東京一極集中となって現れています。この結果、特に地方は少子高齢化の波にのみこまれ、地方の地域経済は崩壊しています。

また、日本経済は2年前から、デフレからインフレの経済状態になり、特に食品の価格は高騰し主食である米価も2倍になりました。

それゆえ、国は主食の米の価格を統制し、農業経営の安定を目指す政策を実施すれば、若者が大都市から地方に戻る発端になります。

ついては、国は主食である米の価格を統制されたい。

記

1, 国に国民の主食である米の価格を統制することを求める。

令和 年 月 日

議会名

議長名

提出先

内閣官房長官

農林水産大臣

防衛大臣

過去の特別委員会

○令和7年度

名称	定数	調査事項
地域防災特別委員会	10人	地域防災に関すること
部活動地域移行特別委員会	10人	中学校部活動の地域移行に関すること
公共交通特別委員会	10人	公共交通に関すること

※正副議長、議会広報委員を除く全議員で構成

○令和6年度

名称	定数	調査事項
都心軸再整備特別委員会	10人	都心軸の再整備に関すること
防災・復興特別委員会	10人	防災・復興に関すること
公共交通特別委員会	10人	公共交通に関すること

※正副議長、議会広報委員を除く全議員で構成

○令和5年度

名称	定数	調査事項
地域交通特別委員会	10人	地域交通に関すること
少子化対策特別委員会	10人	少子化対策に関すること
公共施設再整備特別委員会	10人	公共施設の再整備に関すること

※正副議長、議会広報委員を除く全議員で構成

○令和4年度

名称	定数	調査事項
デジタル戦略特別委員会	9人	デジタル戦略に関すること
都市交通特別委員会	9人	都市交通及び地域交通に関すること
地球温暖化対策特別委員会	10人	地球温暖化対策に関すること

※正副議長、議会広報委員を除く全議員で構成

○令和3年度

名称	定数	調査事項
デジタル戦略特別委員会	10人	デジタル戦略に関すること
新型コロナウイルス対策特別委員会	9人	新型コロナウイルス対策に関すること
都市交通特別委員会	10人	都市交通に関すること

※正副議長、議会広報委員を除く全議員で構成

令和7年度 議会広報委員会からの申し送り事項

令和8年2月13日
議会広報委員会

本年度の委員会活動において、次年度の委員会への申し送り事項を下記のとおりとりまとめたので、改組後の委員会において各検討事項を協議の上、実施願います。

1 子ども議会教室

(1) 事業の方式

- ・今年度に引き続き、対面方式にて準備を進める。

(2) 定員

- ・定員は40名(20名×2回)、とするが、応募者が定員より多い場合は、48名(24名×2回)を上限に、運営上対応可能な人数であれば、柔軟に受け入れすること。

(3) 開催時期

- ・児童が参加しやすいよう、8月上旬の平日2日間とする。

(4) 事業の内容

【共通事項】

- ・事業の時間は、原則、今年度並みとするが、参加者の質問時間に留意する。

◆時間の配分例

- ①座学 10分、②見学 50分、③議員体験 30分 (合計1時間30分)

◆議員の配置例

- 参加児童6～7人につき委員2人×3グループ

①座学「議会を知ろう」

- ・参加児童の学年に合わせ、より理解しやすい学習内容や時間配分に配慮する。

②見学「議会フロア探検」

- ・円滑に探検できるよう、議場では予め導線を決めておくなどの工夫をする。
- ・正副議長室で行う内容と順序及び時間等をあらかじめ決めておく。
- ・各班の議員と児童が互いに名前を知ることにより親しみを深め合うため、特に議員について、自己紹介を工夫する。

③議員体験

- ・児童が準備した質問に議員が十分に答えるため、適切な時間配分の設定や質問数を2問程度にするほか、児童が質問しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・参加者全員が議員と十分に話せるよう、原則子ども1グループ(6～7名)につき議員2名の配置とし、時間配分に配慮し進行する。

(5) 実施主体及び参加議員

- ・効率的な実施に努めるため、参加議員は、原則正副議長と議会広報委員とする。

(6) スケジュール

5月：内容の協議・決定→6月：募集→7月：参加者決定・詳細準備

(7) その他

- ・児童の健康に配慮し、議員体験を始める前などの適切なタイミングで、水分補給の時間を設ける。

2 議会だより

(1) 目的と継続

- ・議会の活動状況について、定例月議会ごとに適時、市民に知ってもらうことを目的に、市内全戸への配布を継続する。

(2) 効果の向上

- ・議会だよりによる広報の効果を向上していくため、市民がより読みやすく、市民により伝わる紙面づくりを検討する。
- ・災害等、市民への周知が望まれる情報については、議会だよりが市内全戸へ配布される有効性を生かし、紙面の中で臨機応変に情報を発信することも大切との議論があったことから、必要に応じ同様の対応とすることを検討する。

(3) その他

- ・一括質問時の撮影アングルは従来通り原則正面とするが、議員からの申出があれば、斜め方向からの撮影を可能とする。撮影場所は、議長席から見て左奥とする。なお、正面及び斜め方向の両方から撮影は認めない。申出は、質疑・一般質問初日の1営業日前の正午までに受け付ける。

3 議会ガイドブック

(1) 目的と継続

- ・議会の基本的な活動内容や仕組みなどについて、市民にわかりやすく知ってもらうことを目的に、ガイドブックの発行を継続し、議会をより身近に感じてもらうことを目的に、小学校6年生全児童への配布を継続する。

(2) 効果の向上

- ・小学校では5月上旬に地方議会の授業が予定されていることから、ガイドブックを授業で活用してもらうことで、その効果をより高めることを目的に、4月中に直ちに発行し、5月上旬までに配布する。
- ・児童に議会への関心を深めてもらえるよう、子ども達が描いたイラストなど、表紙デザインについて検討する。

4 議会ポスター

(1) 目的と継続

- ・ポスターが市民の目に触れることで、市民が議会に興味を持ってもらう機会を創出することを目的に、発行を継続する。

(2) 効果の向上

- ・ポスターによる広報の効果を向上していくため、市民の目に留まるポスターの発行に向けて、子ども達が描いたイラストなど新たなデザインを検討する。
- ・議会に関心を持ってもらえるよう、本会議について、傍聴できることはもちろん、テレビやインターネットでも視聴できることが市民に伝わる表現とすることを継続する。

5 ホームページ

(1) 目的と継続

- ・議会の様々な活動状況について、最新の情報を市民にいち早く届けるとともに、過去の情報も閲覧できることを目的に、適時、ホームページを更新する。

(2) 効果の向上

- ・ホームページによる広報の効果を向上していくため、市民がより閲覧しやすいホームページづくりを検討する。
- ・議会活動をより広く、また、詳しく市民に知ってもらうためのホームページとなるよう、議会だよりや議会ポスターなどの発行物と二次元コード等により連携させるなど、広報機能の強化を図る。

6 その他

(1) 参考資料

申し送り事項の着手に際し、過去の委員会で視察した先進事例を早期に確認する。

○令和7年度視察資料（モアノート 05_議会広報委員会>令和7年度>90_視察）

- ・開成町 議会広報改革（広報誌とウェブサイトの両輪で広報改革を推進）
- ・さいたま市 議会広報誌と大学連携による議会ポスター

○令和6年度視察資料（モアノート 05_議会広報委員会>令和6年度>99_行政視察）

- ・相模原市 美術大学と連携した議会ポスター
- ・静岡市 高校生との意見交換会

○令和5年度視察資料（モアノート 05_議会広報委員会>令和5年度>99_行政視察）

- ・和歌山市 「議会だよりの見直し」と「SNSの導入」
- ・八尾市 議会だよりとSNSの活用（主に高校生と連携した議会広報）

令和7年度 議会活性化推進会議 結論事項（総務課分）

危機管理について

（1）議会業務継続計画について

本市議会では、災害発生時等に議会の機能を維持するため、議会基本条例及び運用指針に基づき対応しているが、非常時にも円滑な議会活動を継続し、市民ニーズに対応した復旧・復興に取り組むための業務継続計画が必要であるとの意見で一致した。

計画内容としては、現行の条例や運用指針の規定を生かし、議会の最も本質的な機能である議決を遅滞なく行うことに留意しながら、次年度以降、引き続き当会議で計画策定を進めていくことを申し送りする。

（2）本会議中の災害発生時を想定した対策について

①議場へのヘルメットの配備について

調達のための予算措置や議場以外の来庁者及び職員との関係など、議論すべき点が残ることから、業務継続計画策定作業の中で引き続き検討することを申し送りする。

②議場への携帯電話の持ち込みについて

議場への携帯電話の持ち込みについては、令和2年の議会運営委員会において、議員、執行部ともに持ち込みを禁止することとされた一方、災害情報を収集するため、タブレット端末に災害緊急通報アプリをインストールすることが可能とされた。

しかし、現状では各議員が個別にアプリのインストール申請を行う必要があるため、今日までアプリ導入実績が無い状況であることから、今年度中に全議員のタブレット端末に災害緊急通報アプリをインストールし、運用することとする。また、携帯電話の持ち込みについては、業務継続計画策定作業の中で引き続き検討することを申し送りする。

令和7年度 議会活性化推進会議 結論事項（議事調査課分）

本会議映像の二次利用について

本会議映像の二次利用は認めないこととする。また、金沢市公式ホームページの議会映像ページにおける記載内容を、下記のとおり変更する。

変更後	変更前
・リンクは原則として自由です。事前のご連絡は必要ありません。	〔新設〕
・配信の著作権は、金沢市に帰属します。配信している画面、映像あるいは内容を_____他のウェブサイトや著作物等に転載しないでください。_____	・配信の著作権は、金沢市に帰属します。配信している画面、映像あるいは内容を <u>許可なく</u> 他のウェブサイトや著作物等に転載しないでください。 <u>また、著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に使用したり、内容を改変したりしないでください。</u>